事　 務　 連 　絡

令和３年４月３０日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

　新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等、催物の開催制限、

施設の使用制限等に係る留意事項等、移動の自粛について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

　４月２３日に開催された第６２回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を緊急事態措置の実施区域をするとともに、愛媛県を、まん延防止等重点措置の実施区域とし、いずれも４月２５日から５月１１日までを実施期間とされ、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添１～２のとおり、救急事態措置を実施すべき区域の指定及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、催物の開催制限、施設の使用制限について依頼があり、さらに別添３のとおり、基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、不要不急の外出・移動の自粛等について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととされました。

つきましては、貴会並びに貴会会員企業の皆様におかれましては、引き続き感染対策にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以　上

添付書類

（別添１）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス

感染症緊急事態宣言等について」

（別添１別紙１）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

（別添１別紙２）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する

公示の全部を変更する公示」

(令和３年４月２５日から適用)

（別添１別紙３）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

（別添２）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

「基本的対処方針基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（別添３）都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

（別添５）

第２４回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

以　上